

A T Mカードローン取引規定 新旧対比表

変更前	変更後
ぐんぎんA T Mカードローン取引規定	アプリローン取引規定
第1条（取引方法）	第1条（取引方法）
<p>①ぐんぎんA T Mカードローン契約は、キャッシュカードを利用した株式会社群馬銀行（以下「銀行」という）所定の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含む）による私の申込みを銀行が承諾したときに成立します。本契約が成立した場合、銀行は私（以下「借主」という）に「契約内容確認書」（以下「確認書」という）を送付するものとします。</p> <p>②カードローン取引（以下「この取引」という）は、「キャッシュカード（ローン兼用）」（以下「ローン兼用カード」という）の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。</p> <p>③借主は、別に定める場合を除き、このローン兼用カードを使用して出金する方法により当座貸越をうけるものとします。また、当座貸越口座への入金については、当座貸越残高相当額の範囲内の金額を入金した場合は、貸越金を返済したことになり、当座貸越残高相当額をこえる金額を入金した場合は、そのこえる金額はローン兼用カードの相手方となる借主名義返済用預金口座（以下「返済用預金口座」という）に入金したことになります。</p>	<p>①アプリローン契約は、私のぐんぎんアプリからの申込みを株式会社群馬銀行（以下「銀行」という）が承諾したときに成立します。本契約が成立した場合、銀行は私（以下「借主」という）に「契約内容確認書」（以下「確認書」という）を送付するものとします。なお、アプリローンを申込みことができるのは、銀行から申込みが可能である旨のお知らせを受けた方に限られるものとします。</p> <p>②カードローン取引（以下「この取引」という）は、ぐんぎんアプリまたはキャッシュカード（ローン兼用）（以下「ローン兼用カード」という）の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。</p> <p>③借主は、別に定める場合を除き、ぐんぎんアプリまたはローン兼用カードを使用して出金する方法により当座貸越をうけるものとします。また、当座貸越口座への入金については、当座貸越残高相当額の範囲内の金額を入金した場合は、貸越金を返済したことになり、当座貸越残高相当額をこえる金額を入金した場合は、そのこえる金額はこの取引の相手方となる借主名義返済用預金口座（以下「返済用預金口座」という）に入金したことになります。</p>
第10条（期限の利益の喪失）	第10条（期限の利益の喪失）
<p>①借主が、次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行から請求がなくても、この取引による債務全額について当然期限の利益を失い貸越元利息を直ちに支払うものとします。</p> <p>1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。</p>	<p>①借主が、次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行から請求がなくても、この取引による債務全額について当然期限の利益を失い貸越元利息を直ちに支払うものとします。</p> <p>1. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。</p>
第11条（解約）	第11条（解約）
<p>②前条第1項、第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または規定第22条により銀行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき、および期限に弁済をしないときは、借主に対する通知により銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>ただし、借主について相続の開始があった場合であって、貸越残高（未収利息を含む）がない場合は、銀行からの通知なしに当然にこの取引は解約されるものとします。</p>	<p>②前条第1項、第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または第22条により銀行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき、および期限に弁済をしないときは、借主に対する通知により銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>ただし、借主について相続の開始があった場合であって、貸越残高（未収利息を含む）がない場合は、銀行からの通知なしに当然にこの取引は解約されるものとします。</p>